

[その他の日薬作成資料等に関する補足説明]

薬局掲示例（新型コロナ検査キット） Ver.2.0

薬局掲示例（新型コロナ／インフル同時検査キット） Ver.2.0

薬局掲示例（医療用検査キット、一般用検査キット共通）のデザインテンプレート（Microsoft Word 形式）です。薬局名、製品名称、製造販売業者名、販売価格等は各薬局で適宜編集の上、ご活用ください。なお、入手を希望する方が取り扱っていることをより認識しやすくなるよう、薬局内に掲示してください。また、薬局に隣接する店舗（当該薬局が入居する建物を含む。）、店頭への掲示も可能です。

なお、厚生労働省新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」に基づき、予め抗原定性検査キットやOTCの解熱鎮痛薬を購入しておくことを促しています。

自己学習用スライド

薬局における医療用新型コロナ検査キットの取扱いに関し、販売にあたっての留意点等をまとめた自己学習用スライドになります（令和4年6月現在）。

購入希望者への説明資料例

厚労省事務連絡（R4.03.18 業 483 別添）では、購入希望者が検査の実施方法等について十分に理解できるよう、同事務連絡別添（説明資料）も活用しながら説明を行うこととされています。

同事務連絡で示されている説明資料は、多くの薬局あるいは医療用抗原定性検査キットに適用可能な内容が網羅されている一方、取扱うキットや薬局での説明の流れ等によっては、実務上合わない場面が想定されますことから、各薬局はその内容を基本としつつ、購入希望者が説明内容を確実に理解できるよう、適宜資料の変更等が必要になるものと認識しております。

このようなことから、本会では具体的な製品名を入れた説明資料例を作成いたしました。編集可能なファイル（Microsoft Word 形式）となりますので、各薬局での販売フローや取扱うキットに応じて、適宜変更してご利用ください。

また、新型コロナ/インフル同時検出キットにつきましては、厚労省事務連絡（R4.12.12 業 335 別添）の内容を参考として適宜編集してください。

販売記録例

抗原定性検査キット（薬局医薬品、一般用（第1類））を販売した場合、薬機法施行規則第14条第3項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存する必要があります。

本会では販売記録の例を作成しましたので、ご参照ください。（なお、ロット番号や使用期限等について省令上は記載が求められていませんが、購入者への情報共有や万一の製品回収等を考慮して本会の様式では含めています。）